

授業コード	JP11220010	開講年度・学期	2021年度後期
科目授業名	公法総合演習Ⅱ（行政救済論）		
英語科目授業名	Administrative Litigations		
科目ナンバー	JAEPU8805	必修・選択	必修
単位数	2単位	授業形態	演習
担当教員氏名 （代表含む）	中原 茂樹		
科目の主題	この授業では、判例を素材に、事案の多角的・実践的な分析・検討を行うことにより、行政をめぐる紛争事例が行政法的に見てどのような意味を有するか、また、その合理的な解決のためにどのような手段を用いることが適切かを学ぶ。		
授業の到達目標	具体的な事案に関して、個別法の仕組みのもとで、行政活動の違法性を訴訟で争う方法の検討（訴訟類型の選択および訴訟要件の検討）ができるための基礎的能力を身につける。		
授業内容・授業計画 ①	<p>以下の項目について、設例を多用した教科書を用い、判例を手がかりとしながら、「行政法理論・通則的法律」と「個別法・事案」とを架橋する能力を養成することを目指す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 行政上の不服申立て</li> <li>2. 行政訴訟の類型および相互関係</li> <li>3. 取消訴訟の対象（その1）___基本的定式、行政機関相互の行為（外部性）</li> <li>4. 取消訴訟の対象（その2）___通知・勧告等（法的効果）</li> <li>5. 取消訴訟の対象（その3）___一般的行為（具体性）、給付に関する決定（公権力性）</li> <li>6. 原告適格（その1）</li> <li>7. 原告適格（その2）</li> <li>8. 狭義の訴えの利益・執行停止</li> <li>9. 取消訴訟の審理・判決</li> <li>10. 無効等確認訴訟・義務付け訴訟</li> <li>11. 差止訴訟・当事者訴訟・住民訴訟</li> <li>12. 国家賠償法1条</li> <li>13. 国家賠償法2条</li> <li>14. 損失補償</li> <li>15. 期末試験</li> </ol>		
事前・事後学習 の内容	予習として、教科書の設問について解答を考えた上で解説を読み、疑問点をまとめておくことが求められる。復習として、毎回の授業で配布される復習課題に取り組むことにより、授業での理解を確認し、定着を図ることが求められる。		
評価方法	〈絶対評価〉 期末試験90％・平常点10％。成績評価に際しては、上記の「授業の到達目標」の達成度が指標の1つとなる。		
受講生へのコメント	実効的な権利救済のための訴訟類型の選択と訴訟要件の検討は、行政事件訴訟法の条文および判例をしっかりと学習し、練習することにより、身につけることができます。この授業を通じてマスターしてください。		
教材	教科書として、中原茂樹『基本行政法〔第3版〕』（日本評論社、2018年）を用いる。		